

命 令 書

申 立 人 X 1 組 合
 執行委員長 A 1

被申立人 Y 1 協 会
 代表理事 B 1

上記当事者間の都労委平成27年不第38号事件について、当委員会は、平成30年10月2日第1715回公益委員会議において、会長公益委員房村精一、公益委員金井康雄、同水町勇一郎、同稲葉康生、同光前幸一、同卷淵眞理子、同三木祥史、同近藤卓史、同野田博、同菊池馨実、同小西康之、同川田琢之の合議により、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人 Y 1 協 会 は、申立人 X 1 組 合 の組
合員 A 1 に対し、平成27年2月17日付懲戒解雇をなかつたものとして取り
扱ひ、同人を原職に復帰させるとともに、懲戒解雇の翌日から原職に復帰する
までの間の賃金相当額を支払わなければならない。
- 2 被申立人協会は、本命令書受領の日から1週間以内に、下記内容の文書を申
立人組合に交付するとともに、同一内容の文書を55センチメートル×80センチ
メートル（新聞紙2頁大）の白紙に、楷書で明瞭に墨書して、協会内の従業員
の見やすい場所に、10日間掲示しなければならない。

記

年 月 日

X 1 組合

執行委員長 A 1 殿

Y 1 協会

代表理事 B 1

当協会が、貴組合の組合員 A 1 氏を平成27年2月17日付けで懲戒解雇したことは、東京都労働委員会において不当労働行為であると認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないよう留意します。

(注：年月日は文書を交付又は掲示した日を記載すること。)

- 3 被申立人協会は、前各項を履行したときは、当委員会に速やかに文書で報告しなければならない。

理 由

第1 事案の概要及び請求する救済の内容の要旨

1 事案の概要

(1) A 1 (以下「A 1」という。)は、被申立人 Y 1 協会 (以下「協会」という。)に、空手道の指導等を行う総本部指導員として勤務していた。平成26年5月23日、A 1ら総本部指導員9名は、申立人 X 1 組合 (以下「組合」という。)を結成し、6月20日、協会に対し、組合の結成を通知した。

組合は、その後、協会に対し、給与や賞与についての情報開示、組合への便宜供与、人事異動等についての事前協議等を求める文書を複数回提出したが、協会は、これらに対し何ら応答しなかった。

12月24日、組合は、協会に対し、給与・賞与に関する要求等を議題とする団体交渉申入れを行った。

これに対し、27年1月20日、協会は、組合ではなくA 1個人宛ての「求釈明」と題する文書(以下「1月20日付文書」という。)で、組合の法適

合性に疑義があるとして、労働委員会の発行した資格決定書の写し又は資格証明書の提示、組合結成大会の日時及び場所、参加者、結成大会決議事項並びに組合員の氏名の開示を求めたが、組合もA1個人もこれに応答しなかった。

2月17日、協会は、A1が協会の運営に関する誹謗中傷行為等を行ったとして、同人を懲戒解雇した。

2月18日、組合は、A1の懲戒解雇を議題とする団体交渉を協会に申し入れたが、協会は、改めて、組合ではなくA1個人宛てに、1月20日付文書における求釈明事項等について明らかにするよう文書で通知し、団体交渉に応じなかった。

4月15日、組合は、協会が2月18日付団体交渉申入れに応じなかったことが正当な理由のない団体交渉の拒否であるとして、当委員会に対し本件不当労働行為救済申立てを行った。

8月19日、組合は、本件の請求する救済の内容に、A1の懲戒解雇を撤回し原職に復帰させることを追加した。

- (2) 当委員会は、本件申立てのうち当初の団体交渉に関する申立てを分離して審査し、29年4月6日、全部救済命令を発した。
- (3) 本件は、27年8月19日付けで追加された部分、すなわち、協会がA1を懲戒解雇したことは、同人が組合員であること又は同人が労働組合の正当な行為をしたことの故をもって行われた不利益取扱い及び組合運営に対する支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

2 請求する救済の内容の要旨

- (1) 協会は、A1に対し、27年2月17日付解雇をなかったものとして取り扱い、原職に復帰させるとともに、解雇の翌日から原職に復帰するまでの間の賃金相当額を支払うこと。
- (2) 文書交付及び掲示
- (3) 前各項の履行報告

第2 認定した事実

1 当事者等

- (1) 被申立人協会は、肩書地に主たる事務所である総本部を、全国約900か

所に道場を有する支部を置き、空手道の指導、普及、研究等を行う公益社団法人である。協会は、昭和33年4月10日、社団法人として設立され、平成24年4月1日、公益社団法人に移行し、本件申立時の従業員数は29名である。

【審査の全趣旨】

- (2) 申立人組合は、26年5月23日に、協会の従業員である総本部指導員（後記2(1)）らにより結成された労働組合であり、本件申立時の組合員数は9名である。

【甲6、審1 p 4、審査の全趣旨】

- (3) A1は、昭和51年頃、協会の会員となり、平成7年4月1日、協会の従業員として雇用され、27年2月17日に懲戒解雇されるまで総本部において空手指導員として勤務した。

A1は、組合結成と同時に執行委員長に就任し、本件結審日（30年6月21日）現在もその任にある。

【甲40】

2 組合結成と協会への結成通告

(1) 協会の会員について

協会の会員は、正会員（約3万7,000名）、準会員、名誉会員及び賛助会員により構成される。協会は、正会員の中から選任された代議員（本件結審日時点で141名）により構成される社員総会、社員総会の決議により選任される理事（A1が解雇された時点で19名）から構成される理事会、及び理事会により理事の中から選任される会長、専務理事、常任理事等の執行機関により運営され、会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という。）上の代表理事とし、専務理事及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とするとされている。

会員のうち、技量が優秀かつ意欲がある者は、総本部研修生と位置付けられ、さらに、協会への就職が認められた者が総本部指導員として協会に雇用され、給与を得る従業員となる。27年5月15日現在、総本部指導員は30名弱であり、協会の理事又は従業員で構成されている。総本部指導員は、

業務として、稽古を行い、協会の総本部及び全国に所在する支部において指導を行う。

協会の目的に賛同して入会した者は、原則として正会員となるが、協会の定款第5条第1項には、「正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人。ただし、本協会から給与を得ている職員を除く。」と規定され、総本部指導員は、正会員となることができない。この規定は24年4月1日に施行されたが、それ以前は、総本部指導員は正会員とされていた。

【甲37、乙4、審査の全趣旨、公知の事実】

(2) 組合の結成

26年5月23日、総本部指導員ら9名は、組合を結成し、A1が執行委員長に就任した。

【甲14、乙65】

- (3) 6月20日、A1は、組合の「結成通知」を協会のB2専務理事（当時。以下「B2専務理事」という。）に直接手渡し、組合結成を公然化した。この「結成通知」は、執行委員長A1の名前で発信されていたが、他の組合員の氏名は記載されていなかった。

【甲6、審1 p 5～6、同 p 36】

3 組合と協会とのやり取り

(1) 7月11日付質問状

- ① 26年6月21日、協会は、社員総会において、協会東京都本部代議員に当選したA2（以下「A2」という。）に、代議員としての権限を行使させなかった。A2は、協会の正会員であり、20年から22年まで総本部指導員であった者で、組合には加入していない。

【甲37、審1 p 40、審査の全趣旨】

- ② 7月11日、組合は、協会に対し、A2は選挙で代議員資格を認められたにもかかわらず、理事会等が代議員としての資格をA2から一方的に剥奪することは、理事会等が思うがままに選挙結果を変更することと同義であり、公正な選挙とはおよそいえないとして、A2の代議員資格剥奪を決定した機関及びその構成員、決定の経緯等の説明を求める質問状（以下「7月11日付質問状」という。）を提出したが、協会は、これに

応答しなかった。

【甲40、乙1、審1 p 6～7、審査の全趣旨】

(2) 7月25日付質問状

7月25日、組合は、協会に対し、A1ら総本部指導員11名の過去10年分の給与明細、26年7月支給の賞与額について同11名の賞与額の根拠、総本部指導員給与の定期昇給額及び賞与の算定基準の有無、存在する場合にはその基準の内容、協会の10年間の決算等の10項目について明らかにするよう質問状（以下「7月25日付質問状」という。）を提出したが、協会は何ら応答しなかった。

【甲7、審1 p 6～7】

(3) 9月8日付通知書

9月8日、組合は、協会に対し、同日付通知書を提出し、7月11日付及び同月25日付質問状に回答するよう要求したが、協会は、これについても何ら応答しなかった。

【甲8、甲40、審1 p 6～7】

(4) 10月25日付要求書

10月25日、組合は、協会に要求書（以下「10月25日付要求書」という。）を提出し、7月25日付質問状による給与及び賞与に関する質問に対する回答、会議室や電話利用等の便宜供与、定年制の撤廃、人事異動等についての事前協議等を求めるとともに、指導員の会員資格を復活させるため、社員総会に定款変更の議案を提出すること、協会内で発生した重要案件の事前協議等を要求したが、協会は、これについても何ら応答しなかった。

【甲9、甲40、乙2】

(5) 12月24日付団体交渉申入れと協会の対応

① 12月24日、組合は、協会に対し、同日付申入書（以下「12月24日付団体交渉申入書」という。）により、団体交渉を27年1月21日午前10時から実施するよう申し入れた。交渉事項としては、10月25日付要求書に記載した要求事項とほぼ同様の内容が記載されていた。

【甲10、審1 p 7】

② 27年1月20日、協会は、B2専務理事名で、組合宛てではなくA1個

人宛での1月20日付文書を同人に対し郵送した。

協会は、この文書に、「貴殿から平成26年12月24日付団体交渉申入書を拝受いたしました。しかしながら、貴殿が『執行委員長』に就任していると主張される『労働組合』と称する団体について、団体交渉当事者としての適格性、当該団体に加入している労働者の範囲等が明らかでないため、当協会としても、そもそも貴殿との交渉が有効な団体交渉となるのか、また、交渉した場合のその適用範囲がどこまで及ぶのかについて判断がつかず、困惑しております。(中略)まずは下記の釈明事項に回答いただいた上で、当協会の対応を検討するのが順序と思われまので、下記の釈明事項について書面にてご返答ください。」などと記載した上で、A1に、労働委員会が発行した資格決定書の写し又は資格証明書の提示、組合結成大会の具体的日時及び場所、参加者及び結成大会決議事項並びに組合員の氏名の開示を求めた。

これに対し、組合も、A1個人も、応答しなかった。

【乙12、審1 p 7～8、同 p 39】

4 26年8月20日付「協会の現状について」及び「宣言文」の配布

(1) 8月20日付「協会の現状について」

26年8月20日付けで、代議員有志19名、会員有志6名及びA1を含む総本部指導員有志13名の計38名は、連名で、代議員宛てに、「 Y1 協会 の現状について(代議員の皆様へのごお願い)」と題する文書(以下「協会の現状について」という。また、「宣言文」(後記(2))と併せて、「本件文書」ということがある。)を配布した。この38名の中には、組合結成時の組合員9名全員が含まれていた。また、A1は、総本部指導員有志13名のうち、筆頭ではなく、2番目に名を連ねていた。

当該文書には、現状において、協会の適正な事業運営がなされていない、事業を適正に実施するための体制が確保されていないという大きな問題があり、代議員は、このような現状を認識してほしい、具体的な運営体制の問題点は以下の6項目である、これらを主導した B3 会長(当時。以下「B3会長」という。)及びB2専務理事の責任を追及すべく、臨時社員総会(以下「臨時総会」という。)を開催し両名の解任を議案として

提出したい旨記載されていた。

① 「1. C 1 連盟 からの除名問題について」

B 3 会長らが、正当な理事会決議を経ないまま独断で、宮内庁に対し、天皇賜杯の下賜請願をした結果、協会が所属する C 1 連盟 (以下「C 1 連盟」という。) から26年 3 月10日付けで除名処分を受けた。このような事態を招いた B 3 会長らの行為は、定款に反するものであり、会員の除名事由に該当する。

② 「2. 天皇賜杯の御下賜請願についての理事会開催手続の違背」

天皇賜杯の御下賜請願に係る25年12月22日の臨時理事会決議に関しては、必要な招集通知が存在しなかった上、当日の定足数も満たしていない。

③ 「3. 代議員の一方的な定数削減について (平成26、27年度)」

中央選挙管理委員会ないしは総本部理事会は、26年 3 月30日に提出された東京都の代議員選挙の結果報告において、代議員定数を一方的に 1 名削減した。

④ 「4. 直轄団体の問題について」

今回の代議員の選挙について、C 2 大学 等、直轄団体の一部に連絡されておらず、これら直轄団体の会員が選挙権を行使できない事態が発生した。

⑤ 「5. 役員任期について」

定款上、任期満了となった理事は、新理事の就任までなお理事としての権利義務を有するところ、旧理事に対し、定時社員総会の際に開催される理事会への招集通知を出していない。

⑥ 「6. 監事の責任について」

以上の「1.」ないし「5.」の事項に関して、協会の監事は、一般社団法人法における監事の義務を果たしていない。

【(1)につき 乙5】

(2) 「宣言文」

また、「協会の現状について」には、「宣言文」(作成日は不明)と題する要旨以下の文書が添付されていた。作成者は、「C 3 会」とさ

れ、A 1 を含む12名の指導員の連名であった。これら12名は、全員、「協会の現状について」にも氏名が記載されていた。なお、「C 3 会」は、組合とは別の組織であり、その目的は、協会が間違っていることを正していくというもので、協会の研修所を卒業したOB等の参加も認めていた。

「現在様々な事案が、総本部指導員や国内外の協会会員の意向を無視し、一部の者によって専断的に決定され、会員の中に混乱を招いている。例えば国内では、一部の勝手な行動によりC 1 連盟から除名処分を受けたにもかかわらず、いまだ同連盟との関係を悪化させ続けている。また、海外では、協会から他会派に移った者の復帰を簡単に認め、ヨーロッパ中に混乱を招いている。これらは、現地指導員や会員の信頼を裏切る行為である。これらの問題は氷山の一角である。会員を無視した権力者の暴走を許さず、総本部指導員である我々など Y 1 協会 の空手道に携わるすべての者が自由に発言できる立場をつくるため、有志による C 3 会 の設立を宣言する。」

【乙6、審1 p 37～39】

(3) 9月18日付協会文書

① B 2 専務理事は、26年9月18日付けで、各都道府県本部及び代議員宛てに、「代議員有志による書面についてのご説明並びに今後の進め方についてご協力をお願い」と題する文書（以下「9月18日付協会文書」という。）を發し、「協会の現状について」に対し、おおむね以下のとおり、協会の見解を示した。

ア C 1 連盟からの除名問題について、会長の責任が大きいことはそのとおりだが、事態の評価は単純ではなく定款違反による除名は適切とは思えない。

イ 天皇賜杯の御下賜請願については、緊急を要するものであったため、代表理事である会長一任により行われたが、臨時理事会により理事の事後承認を得ている。

ウ 協会は、代議員を一方的に削減はしていない。会長が定款に基づき A 2 代議員候補の除外を東京都本部に求め、実現したものである。

エ 直轄団体での代議員選出について、指摘のとおり的事態があるとするれば問題であり、事態の把握に努めた上で選挙管理委員会に改善を求めていく。

オ 旧理事に対し理事会への招集通知を出していないとの指摘は、理事の任期についての勘違いから発しているものである。社員総会後の理事会は選出された理事による会合であり、前理事は出席する権利がない。

- ② また、B 2 専務理事は、この文書で、「宣言文」中の「ヨーロッパ中に混乱を招いている」との記載について、後記(5)③のとおり見解を示した。

【甲17】

- (4) 「協会の現状について」(前記(1))で指摘された各項目について、以下の事実が認められる。

- ① 「1. C 1 連盟 からの除名問題について」

25年12月22日、協会が、C 1 連盟の意向に反し、宮内庁に天皇賜杯の下賜請願を行ったところ、26年3月10日、C 1 連盟は、協会を除名処分とした。これによって、協会の会員らがC 1 連盟主催の大会に出られるか否か、また、協会から付与される段位がC 1 連盟でも認められるかどうかなどが不透明な状況となった。

協会は、東京地方裁判所(以下「東京地裁」という。)に地位保全の仮処分を申し立て、26年10月24日、東京地裁は、協会がC 1 連盟の協力団体の地位にあることを仮に定めるという決定をしたが、C 1 連盟は、11月12日をもって協会との間で協力関係を解消したとホームページで公表した。その後、協会は、地位確認訴訟を提起した。

28年1月29日、協会とC 1 連盟との間で、㊦協会が地位確認訴訟を取り下げ、C 1 連盟もこれに同意をする、㊧C 1 連盟は、訴訟の取下げ後、協会のC 1 連盟の協力団体への加入を認めること等について合意が成立し、協会は、C 1 連盟の協力団体に復帰した。

【甲13、甲39、甲49、乙44、公知の事実】

- ② 「2. 天皇賜杯の御下賜請願についての理事会開催手続の違背」

天皇賜杯の下賜請願は、緊急を要するものと判断されたことから、B

3 会長の一任により決定され、その後、25年12月22日の臨時理事会により、事後承認を得た。この臨時理事会の議事録には、定足数を満たしていたことが記載されている。

このことについて、A 1 は、北海道の B 4 理事（当時）から、臨時理事会の招集通知が行われなかったと聞いた。

【甲17、甲62、乙20、乙45】

③ 「3. 代議員の一方向的な定数削減について（平成26、27年度）」

前記3(1)①のとおり、26年6月21日、協会は、社員総会において、協会東京都本部代議員に当選したA 2 に、代議員としての権限を行使させなかった。

A 2 は、東京地裁に、代議員の地位にあることの確認を求める訴訟を提起し、28年3月17日、東京地裁は、A 2 の請求を認容する判決を言い渡した。これに対し協会が控訴しなかったため、同判決は、4月5日の経過により確定した。

【甲37・38】

④ 「4. 直轄団体の問題について」

A 1 は、協会の直轄団体である C 2 大学 OB であり、かつ同じく直轄団体の「C 4 会」のメンバーである C 5（27年11月26日から28年6月18日まで協会の理事に就任していた。）から、C 2 大学 と「C 4 会」等に26年の臨時総会の代議員選出の通知が届かなかったと聞いた。当時、C 5 の子である A 3 総本部指導員（以下「A 3」という。）は、C 2 大学の監督を務めていた。

【甲62、乙77】

⑤ 「5. 役員任期について」

定款第28条では、「理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。」と規定されている。

【乙4】

- (5) 「宣言文」（前記(2)）中の「ヨーロッパ中に混乱」との指摘に関連して、以下の事実が認められる。

- ① B 5 連盟 (略称 B 5 連盟。以下「B 5 連盟」という。) は、事務局を協会本部内に置く理事会の下部組織であり、協会が認可した加盟団体及び当該団体を包括する国によって組織されている。B 5 連盟は、世界に六つの「地区」を設置し、B 5 連盟ヨーロッパはそれら「地区」の一つで、約20か国が加盟している。

【甲17、乙46、審査の全趣旨】

- ② 協会及びヨーロッパ各国の B 5 連盟 加盟団体との間では、遅くとも22年12月頃までには、B 5 連盟 を一度脱退した C 6 を中心とするグループ (以下「C 6 グループ」という。) の B 5 連盟 への復帰問題が懸案事項となっていた。B 5 連盟ヨーロッパはこのことについて、要旨以下の内容の報告書を作成した。

ア B 5 連盟ヨーロッパ加盟国は、C 6 グループは各国既存の B 5 連盟 組織を通じてのみ B 5 連盟 に復帰すべきとの立場であり、協会も B 5 連盟 の加盟団体に対し、その旨通知していた。しかし、その後、B 5 連盟ヨーロッパ加盟国から、C 6 グループはそれぞれの国の既存の B 5 連盟 組織と接触することなく稽古や審査を行っているとの不満が出た。

イ B 5 連盟ヨーロッパと C 6 グループは、同グループが既存の B 5 連盟 の組織を通じて B 5 連盟ヨーロッパに加入すること、同グループが講習会や合宿、審査等、その他の活動を行う場合には、各国既存の B 5 連盟 公式組織と交渉することなどを合意したが、25年10月、日本で行われた会合において、同グループ代表者は、これらについて一切同意したことはないと述べた。

ウ 26年1月22日、コペンハーゲンで C 6 グループの加盟問題について開催された会議において、B 2 専務理事は、この取組が機能するまで各国での C 6 グループによる審査、合宿等をやめると言った。

【甲18の1～20の2】

- ③ B 2 専務理事は、9月18日付協会文書 (前記(3)) で、上記報告書に記載のコペンハーゲンでの会議について、要旨以下のとおり反論した。

「ノルウェーから、話合いがまとまるまで C 6 グループの合宿及び昇

段審査を行わないよう発言があったが、B 2 専務理事はこれに同意しなかった。ところが、ノルウェーは、C 6 グループに対し、B 2 専務理事が合宿及び昇段審査を行わないと認めたのでこれらを行ってはいならないという内容の文書を送付した。条件を反故にし混乱に陥れたのはヨーロッパの人たちである。」

【甲17】

- ④ 協会理事の B 6（以下「B 6 理事」という。）は、A 1 個人の解雇無効、地位確認訴訟（後記15）の第一審において、C 6 が B 5 連盟ヨーロッパに復帰をしたいという際の手続が非常に難航しており、ヨーロッパが困っていると聞いた旨証言した。

【乙47】

5 「C 7 会」

協会の総本部指導員、代議員等の一部は、「C 7 会」という団体を組織している。「C 7 会」には、結成時の組合員であった A 4 及び A 5

並びに後に組合に加入した A 6 が含まれ、これら 3 名は、「協会の現状について」にも名前を連ねていたが、「C 7 会」と「協会の現状について」を発行した会員有志の集まりが同一のものであるかどうかは不明である。

「C 7 会」が同会の賛同者に向けて発信した28年9月5日付文書によれば、同会は、当初、B 3 会長らの退任を求めて活動を開始したが、一個人の追及ではなく、法令・定款等を遵守した民主的な協会の運営を図ることによって会員の利益を守ることを理念として行動し、役員や規則は定めず、活動資金は賛同者の寄付によるとされている。また、同文書には、「今後の活動」として、「社員からの協会に対する理事・監事の責任^(ママ)追求の請求」と記載されている。

【乙5、乙61、審査の全趣旨】

6 臨時総会

一部の代議員らは、協会に対し、B 3 会長及び B 2 専務理事の解任を議題とする臨時総会の開催を求めたが、協会はこれに応じなかった。そこで、上記代議員らは、東京地裁に対し、協会を被告として、臨時総会開催を求める訴訟を提起した。その結果、上記代議員らの請求が認容された。

27年1月31日、B3会長らの解任について投票が行われる臨時総会が開催され、A1ら組合員約10名は、会場であるホテルに赴いた。A1らは、代議員らに声掛けをしたり、ビラ配布を行ったりすることはなく、ラウンジでコーヒーを飲むなどしながら待機していた。投票の結果、B3会長及びB2専務理事の解任を内容とする議題は否決された。

【甲24・25、甲32・33、甲36、甲54、乙47、審1 p39、審査の全趣旨】

7 A1の懲戒解雇

(1) 27年2月12日、協会は、A1宛てに、同人の行為が就業規則に定める懲戒事由に該当する可能性が高いとして、懲罰委員会による事情聴取を行う旨を文書で通知した。この文書には、協会が、具体的にA1のどの行為を指して懲戒事由に該当する可能性が高いとしているのか特定できる記載はなかった。

【乙10】

(2) 2月16日午後1時40分から2時45分にかけて、A1に対する事情聴取が行われた。協会側からはB2専務理事が出席し、弁護士2名が事情聴取を行った。その概要は以下のとおりである。

① A1は、自分の側の弁護士も同席で話したいと事前に書面で申し出、事情聴取の冒頭にも、自分の回答は弁護士に確認してから申し上げたいと述べたが、協会はこれらの要望を受け入れず、事情聴取を行った。協会側弁護士は、この場で事情聴取の機会は終えるつもりなので、後で弁護士から回答をもらっても考慮できない可能性が高いと述べた。

② A1の本件文書作成への関与について

最初に、協会側弁護士は、「協会の現状について」及び「宣言文」の作成にA1が関与したか否かを尋ねた。

A1は、「協会の現状について」の作成への関与を否定し、自分の名前を載せるとは言われた、作成者は分からないと回答した。

次に、「宣言文」について、A1は、「関与した。基本的には、私と数人で作成した。」と回答した。

協会側は、A1に、この「宣言文」を配ったのかと尋ね、A1は、「宣言文」に名前が書かれているメンバーと「協会の現状について」に名前

が載っている会員有志のみに配ったもので代議員有志には配布していない旨回答した。

③ 「協会の現状について」についてのやり取り

協会側弁護士は、「協会の現状について」に記載されている内容に沿って質問し、A1との間で以下のやり取りがあった。

ア 「1. C1連盟 からの除名問題について」について

協会側弁護士は、A1に、(B3会長らの行動が)定款違反と書かれていることについて納得していたのかと尋ね、A1は、私自身、定款をあまり読んでいないと回答した。協会側弁護士は更に、定款を読んでいなければ、定款違反だという人の行動を書いてよいのかという問題があるがそこはどうだったのかと尋ね、A1は、おおざっぱな感じで話をしていたのでと回答した。

イ 「2. 天皇賜杯の御下賜請願についての理事会開催手続の違背」について

協会側弁護士は、A1に、定足数を満たしていたかいなかったかという事実の有無については分かっていたのかと尋ね、A1は、分からないと回答した。

協会側弁護士が、更に、この文書を書いた人間は、満たしていないと思っているわけだが、それを何の根拠もなく書いているのかという問題がある、あなたは定足数を満たしているかということについて知っていたかと追及すると、A1は、おおざっぱにしか話を聞いていない、私たちの宣言文を見てもらえれば分かるが、おおまかな方向は一致していたような気がするので、私たちは構いませんということは言ったと回答した。

ウ 「3. 代議員の一方的な定数削減について(平成26、27年度)」

協会側弁護士は、A1に対し、これも自分(A1)に聞かれても困るということかと質問し、A1は、はいと答えた。

エ 「4. 直轄団体の問題について」

協会側弁護士は、A1に対し、(C2大学等に)連絡があったかなかったかということについては分からないのかと質問し、A1は、

はいと答えた。

オ 「5. 役員の任期について」

協会側弁護士は、A 1 に対し、何か知っていることや考えはあるか、こういう事実があったかなかったか、あるいは一般社団法人法に違反するかしらないかということについて、何かコメントがあれば聞きたいと尋ねた。A 1 は、こういうことを言ったのはこの人たちで、私たちは全体的な方向が一緒なのでということであると回答した。

カ 「6. 監事の責任について」

監事が一般社団法人法の義務を果たしていないとの記載について、協会側弁護士は、これについても同じ趣旨かと質問し、A 1 は、同じ趣旨であると回答した。

④ 「宣言文」についてのやり取り

協会側弁護士は、A 1 に、「ヨーロッパの混乱」、「現地指導員や会員の信頼を裏切る行為」と記載されていることについてどういう根拠で言ったのかと尋ね、A 1 は、自分が指導に行っていたノルウェーで聞いた話を書いたと回答した。協会側弁護士はさらに、ノルウェーの人たちは具体的に何を言っていたのかと尋ねたところ、A 1 は、自分もあまり英語が達者ではないので言われているようなことは大体こんなことかな、というので書いたと回答した。

⑤ 臨時総会へ出向いたことについてのやり取り

協会側弁護士が、27年1月31日の臨時総会の際、A 1 が他の指導員らに呼び掛けて皆で臨時総会に行こうと招集したのかと尋ねたところ、A 1 は、自分が招集したわけではない、今同じ方向を向いている人たちがそこへ行くと聞いたので、ではできるだけ近くにしようという話を個人的にしたと回答した。協会側弁護士が更に、近くとは臨時総会の会場の中か外か、そこにいたのは「宣言文」に書かれているメンバーだけか、それ以外の人たちもいたのかと尋ねると、A 1 は、臨時総会はホテルでやっていたので自分たちはホテルのラウンジにいた、「宣言文」に名前が書かれているメンバーはほとんどいたと回答した。

さらに、協会側弁護士は、来たがっていないのに来いと言われたとい

う指導員もいるが、そういう事実はあるか、どのような目的で臨時総会会場のそばに行ったのかと尋ね、A1は、それはない、目的は先ほど話したところに尽きると回答した。

⑥ 7月11日付質問状についてのやり取り

協会側弁護士は、A2の処遇について個人の名義ではなく組合名義で質問した理由は何かと質問し、A1は、(A2が代議員資格を行使できなかった過程で)自分の名前が出たので質問した、(組合名義で質問したのは)自分が組合員だからと回答した。さらに、協会側弁護士は、組合員の労働条件に関係ないことについてなぜ組合名義で文書が出ていたのかと質問した。A1は、自分が委任した弁護士に電話で確認の上、これは労働組合としての質問状なので個人に質問するのはおかしい、だから労働組合に質問してくださいと回答した。

⑦ 他の指導員に対する「パワハラ行為」についてのやり取り

ア 「暴行」について

協会側弁護士は、A1から稽古の中で明らかに故意と思われる暴力を受けているとの申立てが複数の指導員からなされているが、身に覚えはあるかと尋ね、A1は、「ない。」と答え、それ以上のやり取りはなかった。

イ 労働組合への加入勧誘について

協会側弁護士は、「労働組合に加入した指導員の中には、意に反して労働組合に参加させられたという言い方をしている人がいるが、身に覚えはあるか。」「あなたが、妊娠中の女性に対して執拗な勧誘をしたということで、その家族が激怒したという情報があるが、身に覚えはあるか。」と質問し、A1は、どちらの質問に対しても、ないと回答し、それ以上のやり取りはなかった。

ウ 労働組合脱退者に対する「恫喝」について

協会側弁護士は、「あなたが、労働組合から脱退した指導員に対して、どうなっても知らないぞと言って恫喝したと言っている人がいるが、身に覚えはあるか。」と尋ね、A1は、「ない。」と回答し、それ以上のやり取りはなかった。

- ⑧ A 1 は、事情聴取の最後に、「当協会に対する誹謗中傷行為」とは何かと尋ね、協会側弁護士は、最初にお聞きしたあなたの名義で事実と異なることが書いてあったことを指すと回答した。

【(2)につき 乙7】

- (3) 事情聴取を行った2月16日付けで、協会は、A 1宛てに、同人を2月17日付けで懲戒解雇する旨の「懲戒解雇通知書」を交付した。この通知書には、A 1の以下①ないし③の行為が懲戒事由に該当すると記載されていた。
- ① 当協会の運営に関する各種の誹謗中傷行為（就業規則第31条第1項第4号、第5号、同条第2項第5号、第6号及び第8号）
 - ② 当協会の正常な運営を阻害しようとする行為（就業規則第31条第1項第4号、同条第2項第5号、第6号及び第8号）
 - ③ パワハラ行為（就業規則第31条第1項第4号、同条第2項第4号、第6号及び第8号）

【甲1】

- (4) 協会が、A 1の懲戒解雇の根拠として適用した就業規則の条文は以下のとおりである（第11条については、本件に関連のある条文のみ記載した。）。
- 「就業規則第31条 職員が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、けん責、減給又は出勤停止とする。
- ④ 素行不良などで協会内の秩序又は風紀を乱したとき
 - ⑤ 第11条に違反したとき
- 2 職員が、次のいずれかに該当するときは、懲戒解雇する。ただし、情状により減給又は出勤停止とすることがある。
- ④ 協会内における窃盗、横領、傷害等刑法犯に該当する行為があったとき、又はこれらの行為が協会外で行われた場合であっても、それが協会の名誉もしくは信用を傷つけたと認定された者。
 - ⑤ 故意又は重大な過失により協会に重大な損害を与えたとき。
 - ⑥ 素行不良で著しく協会内の秩序又は風紀を乱したとき（セクシュアルハラスメントによる者を含む）。
 - ⑧ 第11条に違反する重大な行為があったとき。」

「第11条 職員は、次の事項を守らなければならない。

- ② 命令等を遵守し秩序の維持に努めること
- ⑤ 協会の名誉又は信用を傷つける行為をしないこと

【乙3】

(5) 2月17日、A1は、協会に対し、当該懲戒解雇は解雇権濫用に当たり無効であるので撤回するよう、内容証明郵便で通知した。

【甲2】

- 8 協会による調査等の状況及びA1の「パワハラ行為」についての証言等
- (1)① A1は、2月16日に事情聴取を受けた事項のいずれについても、それ以前に事情聴取や注意・指導を受けたことはない。
 - ② 協会が、「協会の現状について」及び「宣言文」に氏名が記載されているA1以外の者に対し、これら文書の作成及び配布について事情聴取を行ったことはない。
 - ③ 協会が、A1と同時に臨時総会へ出向き行動を共にした他の指導員らに対し、事情聴取や注意・指導を行ったことはない。
 - ④ 協会は、A1の「パワハラ行為」について、2月16日の事情聴取以前に、A1本人、被害者とされる者及び目撃者など第三者の誰にも事情聴取を行ったことはない。

【乙47、審査の全趣旨】

(2) B6理事は、C8 総本部指導員（以下「C8」という。）から、A1が、23年秋頃、稽古中にC8を故意に殴ったり頭突きをしたりしたのでC8もやり返した、という話を個人的に聞いたことがあるが、いつC8からその話を聞いたのかは不明である。また、C8本人は、29年12月23日付けで、A1個人の解雇無効、地位確認等訴訟の証拠として、東京高等裁判所（以下「東京高裁」という。）に陳述書を提出し、協会は、30年2月1日に同陳述書の写しを本件の証拠として提出した。上記陳述書において、C8は、A1が上記の行動に及んだ旨述べている。

また、B6理事は、上記訴訟の第一審において、A1が、24年頃、指導員稽古の後にA7 総本部指導員（以下「A7」という。）を一方向的に攻撃しているのを見た旨、並びに時期は不明であるが、A1が、A8 総本部指導員（以下「A8」という。）及びA9 総本部指導員（以下

「A 9」という。) に対し暴行を行っているとして C 8 から聞いた旨を証言している。これに対し、A 7、A 8 及び A 9 は、本件の証拠として提出した陳述書において、A 1 からパワハラを受けたことはないと述べているほか、A 7 及び A 9 は、上記第一審においても、A 1 からパワハラを受けたことを否定する証言をしている。

【甲32～34、甲60・61、乙47、乙74】

- (3)① C 9 総本部指導員 (以下「C 9」という。) は、本件審問において、26年夏頃、協会総本部4階の道場で総本部指導員の全体稽古の自由組手を行っていた際、A 1 が組手の相手である C 10 総本部指導員 (以下「C 10」という。) を窓際へ追い詰め、C 10 が開いている窓のへりの部分に座った状態で、A 1 が C 10 の上半身を窓の外に押し出す状態になっているのを目撃したと証言している。

また、B 6 理事は、C 8 から、A 1 が C 10 に対して上記行為に及んだと聞き、27年2月頃、C 10 に直接、暴行について事実確認をしたが、C 10 は、これを肯定も否定もしなかった。

【乙47、乙75、乙80、審2 p 11～13】

- ② C 9 は、本件審問において、A 1 にしつこく勧誘され仕方なく組合に入った旨、26年10月か11月頃、組合を脱退することを A 1 に電話で告げたところ、A 1 が、「お前はもうどうなっても知らないからな。」「裏切者。」「おれから受けた恩も忘れたのか。お前は最低な奴だな。」と述べた旨を証言している。一方、C 9 は、27年3月11日、組合員である A 10 総本部指導員 (以下「A 10」という。) から、組合の加入脱退に当たって問題があったのか、A 1 に無理やり入れさせられたのか、辞めるときも何か言われたか、脅かすような感じのことがなかったかと尋ねられた際には、そのようなことは何もない旨答えた。

【甲71、甲79、乙80、審2 p 3、同 p 8】

- ③ C 9 は、本件審問において、A 1 が C 11 総本部指導員 (以下「C 11」という。) 及び A 3 に対して、全体稽古の後に居残り稽古と称して暴行を加えているのを目撃したと証言しているが、これらの行為がいつ頃行われたかは不明である。

一方、A 3 は、27年12月12日付けで本件の証拠として提出した陳述書において、A 1 から稽古に名を借りた暴行を受けたことはないと述べている。

また、C 11に対する暴行については、C 9 の上記証言以外の証拠はない。

【甲31、乙80、審2 p 9～11、審査の全趣旨】

- ④ C 9 は、A 1 と C 10 との上記全体稽古における出来事や、A 1 が C 11 及び A 3 に対し暴行を加えていること、並びに C 9 が組合からの脱退を告げた際の A 1 の反応について、A 1 の解雇以前に協会に自ら話したことも、協会から調査を受けたこともない。

【審2 p 23～25】

- (4) 協会の就業規則第30条では、懲戒処分としてけん責、減給、出勤停止及び懲戒解雇の4種類が規定されているところ、協会は、これまで、A 1 以外の総本部指導員に対して、これらいずれかの懲戒処分を行ったことはない。

【乙3、審査の全趣旨】

9 2月17日の集会における協会の説明

27年2月17日午前11時頃、出勤していた総本部指導員らが協会の会議室に集められた。その場には、協会側から B 2 専務理事、B 7 常務理事（以下「B 7 理事」という。）、B 6 理事ら5名程度が出席しており、協会は、集まった指導員らに対し、A 1 を解雇したことを伝えた。B 7 理事は、A 1 の解雇理由として、妊娠中の C 12 総本部指導員（以下「C 12」という。）が、A 1 から執拗に労働組合に勧誘され、それを聞いた C 12 の夫の C 11 が激怒していると説明した。

この席にいた A 10 は、同日、C 12 に対し、協会の説明が事実かどうか、また、A 1 から恫喝されたことはあるのかと電子メールで問い合わせたところ、C 12 は、A 10 に対し、「パワハラを受けたとか、何も言った覚えがないのですが、なんでそんな事になってるのか意味がわかりません。」と返信した。翌日、A 10 は、再度、C 12 に電子メールで確認したところ、C 12 は、執拗に勧誘されたことも、C 11 が激怒したことも、組合に入らないことで A 1 から

恫喝されたこともない旨返信した。また、A10は、C11にも、電子メールで、執拗に組合に勧誘されたことがあるか、C11が激怒したことがあるかと問い合わせたところ、C11も、いずれもない旨回答した。

この数日後、B7理事は、出勤していた総本部指導員らに対し、先日述べたA1の解雇理由は間違いであると説明した。

【甲23、甲55～57、審2 p53～56】

10 団体交渉申入れと協会の対応

(1) 27年2月18日、組合は、協会に対し、A1の懲戒解雇等を交渉事項とする団体交渉を3月13日午後3時30分から開催するよう、回答期限を2月28日として申し入れるとともに、協会の1月20日付文書に対し、組合は26年5月23日に適法に結成されている、釈明事項には応ずる義務がない旨回答した。

【甲3】

(2) 27年3月10日、協会は、B2専務理事名で、下記内容等を記載した組合ではなくA1個人宛ての「回答書」を、同人に送付した。

「貴殿は、平成27年2月17日付で当協会を懲戒解雇され、すでに当協会の労働者の立場にありません。

そのため、貴殿が今もなお、貴殿が主張する『労働組合』と称する団体の『執行委員長』の立場にあるのか明らかではありません。

また、平成27年1月20日付書面にて、当協会から釈明を求めたにもかかわらず、貴殿は一切の回答を拒否されたため、当協会にとっては、貴殿の主張する『労働組合』が有効に成立したのか判然としません。

とりわけ、貴殿は解雇されており、ご自身の解雇について交渉されたいなら『個人的に』行うことは妨げません。しかし、あえて『団体交渉』という手段を用いる以上、貴殿との交渉が有効な団体交渉となるのかを確認させていただく必要があります。

については、当協会の平成27年1月20日付書面における求釈明事項及び貴殿が、いかなる立場で、いかなる権限で、誰を代表して主張を行っているのかについて明らかにされたく、この旨ご連絡いたします。」

これに対し、組合も、A1個人も、応答しなかった。

【甲4、審査の全趣旨】

11 解雇理由証明書

3月5日、協会は、A1の求めに応じて、「解雇理由証明書」を交付した。この証明書は、2月16日付懲戒解雇通知書（前記7(3)）の①ないし③の各項目に、「解雇理由」として、それぞれ、以下(1)ないし(3)の説明を付記したものであった。

- 「(1) 貴殿が「 Y1協会 の現状について」（平成26年8月20日付）、「宣言文」等、当協会の運営に関する誹謗中傷を内容とする複数の文書の作成・配布に関与した行為
- (2) 貴殿が、他の指導員を引き入れて上記(1)記載の行為を行ったこと、代議員資格を有しないにもかかわらず、他の指導員を引き連れて、代議員で構成される臨時総会の会場に赴いて圧力を掛けようとしたこと、及び、労働組合に名を借りて、組合員の労働条件とは無関係の事項について「質問状」（平成26年7月11日付）を提出したこと等、当協会の正常な運営を阻害するとともに、当協会の運営・人事に介入しようとした一連の行為
- (3) 貴殿が、①複数の指導員に対して、稽古に名を借りた暴行を加えた、②複数の指導員に対して、自由意思を無視する態様にて労働組合への加入を勧誘した、及び③労働組合を脱退した、又は、脱退しようとした指導員に対して恫喝をした等の一連の行為」

【甲5】

12 本件申立て

組合は、27年4月15日、当委員会に対し、本件不当労働行為救済申立てを行った。8月19日、組合は、本件の請求する救済の内容に、「被申立人は、

A1 に対し、27年2月17日付解雇をなかったものとして取り扱い、原職に復帰させるとともに、解雇の翌日から原職に復帰するまでの間の賃金相当額を支払うこと。」との項目を追加した。

13 本件審査の経緯

当委員会は、28年6月27日の第7回調査期日において、本件の申立事項のうち、団体交渉応諾に係る部分について分離し、先行して審査した結果、29年4月6日、分離部分について、27年2月18日に組合が申し入れたA1の懲

戒解雇に関する団体交渉に協会が応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に該当すると判断し、文書交付及び掲示並びにそれらの履行報告を命ずる全部救済命令を発した。

協会はこのについて中央労働委員会に再審査を申し立て、本件結審日現在、再審査（平成29年（不再）第24号）が係属中である。

【当委員会に顕著な事実】

14 団体交渉の実施

(1) 第1回調査期日後の27年8月31日、協会は、組合に対し、団体交渉の開催を提案した。調整の結果、団体交渉の開催日は11月11日に決定したが、同月9日の本件第3回調査期日において、協会代理人弁護士（当時）は、B2専務理事が辞任し、協会の方針が定まらないとして、団体交渉を中止することを告げ、理事が確定した段階で組合へ連絡すると述べた。しかし、28年2月4日、協会代理人弁護士は、本件代理人を辞し、協会は、8月31日に至るまで、組合に対し、団体交渉の日程について連絡をしなかった。

【甲40、乙11、審1 p14～17、当委員会に顕著な事実】

(2) 8月31日、協会は、組合宛てに、再度、団体交渉の開催を提案し、11月8日、第1回団体交渉が開催され、本件結審日まで合計4回団体交渉が開催された。

【乙21、乙36、乙60】

15 別件訴訟等の状況

27年5月12日、A1は、本件懲戒解雇が無効であるとして、東京地裁に対し、協会を相手方として、地位保全等仮処分命令の申立てを行った（平成27年（ヨ）第21029号）。

11月30日、東京地裁は、上記仮処分命令の申立てについて、協会がA1に27年11月から28年10月まで毎月25日限り35万円を仮に支払うこと等の決定を行った。この決定を受け、協会は、27年11月以降、上記仮払期間が経過した後も、A1との合意に基づき毎月35万円をA1に支払っており、本件結審日現在までの支払額の合計は1,085万円である。

また、27年8月6日、A1は、東京地裁に対し、協会を相手方として、解雇無効、地位確認等を求める訴訟（平成27年（ワ）第22149号）を提訴した。

29年9月25日、東京地裁は、本件懲戒解雇は無効であるとして、A1が協会に対し雇用契約上の権利を有する地位にあることを確認する判決を言い渡した。しかし、懲戒解雇が不当労働行為であるとのA1の主張は認められなかった。

A1及び協会はそれぞれ控訴し、本件結審日現在、控訴審は、東京高裁に係属中である（平成29年（ネ）第4657号 解雇無効、地位確認等請求控訴事件）。

【甲36、甲63、乙88・89、審査の全趣旨】

第3 判断

1 却下を求める協会の主張について

(1) 被申立人協会の主張

組合は、以下のとおり、現在の経営陣から経営権を奪取することを主たる目的として組織されたものであり、「労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的」として組織された団体ではないから、組合は、労働組合法上の労働組合に該当せず、本件申立ては、却下されるべきである。

- ① 組合の団体交渉申入れにおける団体交渉事項には、総本部指導員の地位や協会内の重要案件などの経営事項が含まれている。
- ② 組合員のおよそ全員は「C7会」の構成員であり、「C7会」は、協会の現在の理事の責任追及をするなどして協会を弱体化させ、現在の協会の経営陣から経営権を奪取することを目的として組織された団体である。
- ③ A1は、組合の結成集会で「首席師範と全理事を引きずり下ろす。」と発言するなどしたり、また、臨時総会の会場に組合員を引き連れて赴き、代議員の選挙に圧力を掛けようとした。
- ④ 組合は、「C7会」構成員が協会の理事会の多数派を占めていた平成27年11月27日頃から28年6月18日までの時期には、経営権奪取の目的を達していたから、団体交渉を求めなかった。
- ⑤ 組合と協会との団体交渉は、交渉が平行線となっており、組合が労働条件の維持改善を求めるならば、争議行為をすべきところ、争議行為で

は経営権奪取を達成できないため、組合は、争議行為をしていない。

(2) 当委員会の判断

① 団体交渉事項に経営権が含まれているとの主張について

協会は、12月24日付団体交渉申入書に、指導員の会員資格を復活させるため、社員総会に定款変更の議案を提案すること、協会内で発生した重要案件の事前協議等の要求が掲げられていた（第2・3(4)(5)①）ことをもって、組合が労働条件の維持改善に関係のない事項を申し入れていると主張するようである。

しかし、12月24日付団体交渉申入書の記載について具体的に検討すると、総本部指導員は、24年4月1日施行の定款により正会員から除外されているが、それ以前は正会員とされており、代議員に選出されることもできた（第2・2(1)）のであるから、組合が、従前どおり正会員に戻すよう要求することには相応の理由があるし、この要求が直ちに組合員の労働条件と関係がないということとはできない。

協会内で発生した重要案件の事前協議の要求も、事案の内容によっては組合員の労働条件に関わることもあり得るから、組合員の労働条件と関係がないということとはできない。

そして、組合が協会に労働条件の改善を要求するなど、組合員の労働条件の維持改善を目的とした活動を行っている（第2・3(2)(4)(5)①）ことは明らかである。

② 「C7会」と組合との関係について

「C7会」は、組合とは別の団体であるから（第2・5）、組合の構成員が「C7会」構成員を兼ねており、「C7会」が「理事・監事の責任追求^(ママ)の請求」を活動内容として掲げているとしても、組合の結成の実質的な目的等は、組合の実際の活動内容から判断すべきものである。そして、上記①のとおり、組合が、組合員の労働条件の維持改善を目的とした活動を行っていることは明らかであるから、組合が経営陣から経営権を奪取することを目的として組織されたということとはできない。

③ A1の発言及び臨時総会会場へ赴いたことについて

A 1 が、組合結成集会等で「首席師範と全理事を引きずり下ろす。」などと発言したかどうかは定かではないが、仮にそのような発言があったとしても、前後の文脈や当日の状況などが不明であり、この発言のみを取り出して、組合が経営陣から経営権を奪取することを目的として組織されたということとはできない。

また、A 1 らは臨時総会の会場で代議員に直接声掛けをするなどの働き掛けはしておらず、ラウンジでコーヒーを飲むなどしながら待機していた（第 2・6）にすぎず、このこともまた、組合が経営陣から経営権を奪取することを目的として組織されたという根拠にはならない。

- ④ 「 C 7 会 」 構成員が協会の理事会の多数派を占めていた時期に、組合が団体交渉を求めなかったことについて

協会と組合とは、本件申立後、第 1 回団体交渉を 27 年 11 月 11 日に開催する合意をしたが、同月 9 日、当時の協会代理人弁護士は、B 2 専務理事が辞任し、協会の方針が定まらないとして、団体交渉を中止することを告げ、理事が確定した段階で組合に連絡すると述べた。しかし、同弁護士は、28 年 2 月 4 日に本件代理人を辞し、協会は、8 月 31 日に至るまで、組合に対し、団体交渉の日程について連絡をしなかった（第 2・14(1)）。

つまり、協会の指摘する上記期間は、協会が、組合を待たせていたのであり、組合が経営権の奪取に成功したから団体交渉を求める必要が消滅したという協会の主張は明らかに事実と反する。

- ⑤ 団体交渉が行き詰まっているにもかかわらず組合は争議行為をしないとの主張について

団体交渉の行き詰まりを解消する手段は争議行為に限られたものではないし、組合は、行き詰まりかどうか、また、その局面でどのような組合活動を行うのか独自に判断することができるのであるから、協会が行き詰まりと認識し、その段階で組合が争議行為を行っていないとしても、そのことをもって組合の目的が労働条件の維持改善ではないということとは到底できない。

- ⑥ 以上のとおりであるから、組合が労働組合法上の労働組合に当たらず、本件申立ては却下すべきであるとの協会の主張は採用することができ

ない。

2 A 1 に対する27年2月17日付懲戒解雇について

(1) 申立人組合の主張

① 以下のとおり、協会の挙げる本件懲戒解雇の事由は、そもそも存在しない。

ア 解雇事由1「協会の運営に関する各種の誹謗中傷行為」について
本本文書による指摘はいずれも事実と反するものはない。

イ 解雇事由2「協会の正常な運営を阻害しようとする行為」について
A 1ら臨時総会に関心をもっていた総本部指導員らは、臨時総会が開催されるホテルに赴いたが、総会会場内には立ち入っておらず、ホテルのラウンジでコーヒーなどを飲みつつ待機していただだけであり、代議員らに圧力を掛けてなどいない。

また、定款変更の議案の提案を要求したことについては、本件に先行する一部分離命令で認められたとおり、直ちに労働条件に無関係であるということとはできない。

ウ 解雇事由3「パワハラ行為」について

A 1は後輩にパワハラ行為を行っておらず、協会の主張は事実無根である。C 9の証言は、事後的に創作されたものであり、A 1が、稽古に名を借りてパワハラ行為を行ったり、C 9が組合から脱退した際に恫喝した事実は存在しない。

② 協会は、組合からの質問状や要求書、団体交渉申入れを無視し続けた。そして、本件における協会の主張からも明らかなおと、今もって、組合を適法な労働組合と認めず、強固な反組合的態度を示し続けている。

③ A 1は、「協会の現状について」及び「宣言文」に名前を載せたこと、組合員として活動したこと、臨時総会の会場のあるホテルのラウンジへ赴いたこと、総本部指導員として稽古を行ったことなど、他の組合員と同じ行動をしたにすぎない。唯一異なるのが、A 1が、組合の執行委員長に就任し、組合が発信した文書に執行委員長との肩書付きで名前を載せたことのみである。

協会は、執行委員長であるA 1が組合活動の中心的な役割を有してい

ると明確に認識し、A 1 を解雇すれば組合の活動に著しい支障が生じ、組合が弱体化することを十分に認識していた。そして、協会は、このような認識の下、「協会の現状について」及び「宣言文」にはA 1 以外の多数の者の氏名が記載されているにもかかわらず、A 1 のみを解雇したのである。

- ④ 以上のとおり、協会が、組合の存在やA 1 の組合活動を嫌悪していたことは明らかであり、協会がA 1 を懲戒解雇とした理由が、A 1 が組合の執行委員長に就任し、組合活動を行ったことにあることが強く推認されるから、本件懲戒解雇は、A 1 への不利益取扱い及び組合の運営に対する不当な支配介入に該当する。

(2) 被申立人協会の主張

協会は、A 1 の行為が懲戒解雇事由に該当することから解雇したにすぎず、A 1 が組合活動をしたか、執行委員長であったかを問わずに解雇しているのであるから、組合員であることの「故をもって」に該当しない。

① 解雇事由1「協会の運営に関する各種の誹謗中傷行為」について

A 1 は、協会に対する誹謗中傷を記載した書面を不特定多数に配布し、かつ、下記のとおり、その内容も不相当であり、真実性・真実相当性もないから、同人の行為は、就業規則第31条第1項第4号、第5号、同条第2項第5号、第6号及び第8号に該当する。

ア 「協会の現状について」について

(ア) 「1. C 1 連盟からの除名問題について」について

B 3 会長の行為により協会がC 1 連盟から除名処分を受ける事態を招き、そのことが定款の除名事由に該当すると断言した記載は、協会の社会的評価を低下させるものであり、第三者に広く配布することは手段の相当性がなく、表現方法も相当でない。

さらに、B 3 会長らは有効な理事会決議を経た上で、天皇賜杯の申請下賜請願をしているから、「正当な理事会を経ないまま・・・独断で」との部分は真実に反する。

また、C 1 連盟からの除名処分については、後に、協会がC 1 連盟の協力団体の地位にあることを仮に定める旨の仮処分決定が発せ

られていることから真実に反する。

- (イ) 「2. 天皇賜杯の御下賜請願についての理事会開催手続の違背」について

天皇賜杯の御下賜請願の際に開催された理事会は、定足数を満たしており有効であるから、同理事会が定足数に満たなかったなどという記載は真実に反する。

- (ウ) その他について

その他、当該文書には、東京都選出の代議員の定数が一方的に削減された旨、直轄団体に対する代議員選挙の連絡が行われなかった旨、定時社員総会の際に開かれる理事会の招集通知が、当該総会において退任する理事に対して発出されなかった旨が記載されている。これらはいずれも真実に反し、真実と信ずるに足りる相当性もない。

- イ 「宣言文」について

- (ア) C1連盟から除名処分を受けたとの記載について

一部の勝手な行動によりC1連盟から除名処分を受けたにもかかわらず、いまだC1連盟との関係を悪化させ続けている旨の記載があるが、このような問題は、協会内部で是正すれば足り、外部の第三者に配布する必要のないものである。

また、C1連盟から除名処分を受けたとの記載は、真実に反し、真実相当性もない。

- (イ) ヨーロッパに混乱を招いている点について

「海外では、協会が、他会派に移った者の復帰を簡単に認め、ヨーロッパ中に混乱を招いている」旨の記載は、協会が約束を一方的に破棄し、会員に対して虚偽の約束をして会員を裏切った印象を与えるから、協会の社会的評価を低下させ、真実に反し、真実相当性もない。

- (ウ) 氷山の一角である点について

当該文書には、上記の問題は、氷山の一角であり、会員や我々総本部指導員が把握していない重要な問題は、国内、国外にもまだまだあると思われると記載されている。かかる記載は、協会の会員に

対する裏切り行為に匹敵する行為が、他にも多数存在する旨の事実を黙示的に摘示しており、協会の社会的評価を低下させる。

また、A 1 は、協会の会員に対する裏切り行為が他に存在するかを確認せずに当該表現をしているから、当該記載は真実に反し、真実相当性もない。

② 解雇事由 2 「協会の正常な運営を阻害しようとする行為」について

A 1 は、事前に、臨時総会に出席しないよう業務命令を発せられたにもかかわらず、これに違反し、他の指導員を引き連れて、代議員で構成される臨時総会の会場に赴いて圧力を掛けようとした。

また、A 1 は、労働組合の名を借りて、総本部指導員の会員資格を復活すべく、義務的団交事項とは到底いえない、定款変更議案の提案を要求するなどした。

これらの行為は、いずれも、就業規則第31条第2項第5号、第6号及び第8号に該当する。

③ 解雇事由 3 「パワハラ行為」について

A 1 は、C 8 ら、後輩である総本部指導員複数名に対し、稽古の際あるいは稽古が終了した後に居残り稽古と称して、故意に攻撃を加えたり、コーナーに追い詰め逃げられない状態にして殴る蹴るの暴行を加えたほか、4階の窓から突き落とそうとするなどの暴行を行った。

A 1 が解雇される前の27年1月末頃から2月頃にかけて、パワハラの被害者とされるC 10、A 7及びA 9の3名がほぼ同時に退職の意思を示したが、協会においては、高年齢者を除き総本部指導員が退職することは数年に1名程度であることから、このような異例の事態が起きているのは3名に共通の退職原因があると考えるのが通常であり、その原因としてはA 1 からのパワハラ以外に考えられなかった。

空手においては上下関係が厳しく、被害者が仕返しを恐れて被害を申告しないことも多い。また、総本部指導員の中には打撃を防御できないのは自分の技術が未熟であると思ひ込む者もあり、パワハラを申告すると武道家としての能力を疑われかねない状況にある。したがって、パワハラを受けたとされる者がパワハラ被害を否定したとしても、それを文

言どおりにパワハラが存在しないと判断することは許されない。

(3) 当委員会の判断

① 組合と協会との労使関係

当時の組合と協会との関係をみると、A 1 は、26年5月23日に組合の執行委員長に就任し、6月20日には協会に対し組合の結成を公然化している（第2・2(2)(3)）。

その後、組合は、7月11日付質問状を始めとし、複数の文書を協会に提出したが、協会は、これらについて何ら応答しなかった（第2・3(1)ないし(4)）。

12月24日、組合が、協会に対し、団体交渉申入れを行うと、27年1月20日、協会は、あえて組合ではなくA 1個人宛ての1月20日付文書を同人に郵送し、組合の団体交渉当事者としての適格性や加入している労働者の範囲等が明らかでないとして、組合の資格証明書や、組合結成大会の具体的日時・場所、参加者及び決議事項など、団体交渉に不可欠とはいえない書面の提出を要求し、その回答をもって協会の対応を検討するという意向を示した（第2・3(5)①②）。

その後、協会は、2月12日、A 1に、同人の行為が就業規則に定める懲戒事由に該当する可能性が高いとして、事情聴取を行う旨を文書で通知したが、この文書には、協会が具体的にA 1のどの行為を指して懲戒事由に該当する可能性が高いとしているのか特定できる記載はなかった（第2・7(1)）。そして、2月16日、協会は、A 1に事情聴取を行い、同日のうちに翌17日付けの懲戒解雇を通知した（第2・7(2)(3)）。

組合は、2月18日に、A 1の懲戒解雇を議題とする団体交渉を申し入れ、その際、協会の求釈明事項に応ずる義務がないことを回答したが（第2・10(1)）、協会は、3月10日付回答書により、改めて求釈明に応ずるよう求め、結局、団体交渉の開催に応じなかった（同(2)）。この回答書もまた、組合ではなくあえてA 1個人に宛てたものであり、懲戒解雇について交渉したいなら「個人的に」行うことは妨げないが、「団体交渉」という手段を用いる以上、A 1との交渉が有効な団体交渉となるのかを確認する必要があるなどとして、組合との団体交渉に直ちに応じる意思

がない旨が記載されていた（第2・10(2)）。

このように、協会は、組合結成通知後、組合からの質問や要求に対して応答すらしないという、組合を軽視ないし無視する態度で臨んでいた。A1の懲戒解雇を議題とする組合からの2月18日付団体交渉申入れに対する協会の対応が、正当な理由のない団体交渉拒否であることは、既に29年4月6日交付の命令で判断したところである（第2・13）。

こうした協会の態度は、組合の設立目的が現経営陣から経営権を奪取することであるとした上で、組合の活動がおよそ労働組合の正当な活動には当たらないと決め付けているところから来ていることは明らかであり、組合の委員長であるA1の組合活動を嫌悪していたことを推認するに十分なものがある。

これに対して協会は、本件解雇はA1の行為が懲戒解雇事由に該当するためであると主張するので、以下、協会が挙げた懲戒解雇事由ごとにその存否について検討する。なお、協会が懲戒解雇の根拠として適用した就業規則第31条第1項は、「けん責、減給又は出勤停止」の事由であり（第2・7(4)）、そもそも懲戒解雇の根拠規定とはならないので、本件では同条第2項の懲戒解雇の理由に該当するか否かを検討する。

② 解雇事由1「協会の運営に関する各種の誹謗中傷行為」について

ア 「協会の現状について」は、代議員有志19名、会員有志6名及びA1を含む総本部指導員有志13名の計38名の連名で、協会の運営体制の問題点6項目を示し、これらを主導したB3会長及びB2専務理事の責任を追及すべく、臨時総会を開催し両名の解任を議題として提案したい旨記載した文書である（第2・4(1)）。その後、一部の代議員らが、協会に対し、B3会長及びB2専務理事の解任を議題とする臨時総会の開催を求め、臨時総会開催を求める訴訟の請求認容を経て、27年1月31日に臨時総会が開催されたこと（第2・6）を考慮すれば、臨時総会の開催を求める趣旨の「協会の現状について」をもって、協会の運営に関する誹謗中傷行為と評価すること自体に問題があるというべきである。また、「協会の現状について」の作成の中心となった者は、代議員有志19名の中の臨時総会開催を求めて訴訟等を行った

者とみるのが相当であり、現に、連名した38名中、正会員ではない総本部指導員有志13名の中の1名にすぎないA1は、2月16日の事情聴取において、自らは作成には関与していないと述べている（第2・7(2)②）。一方、協会は、A1が同文書作成に関与した事実を何ら疎明していない。

「宣言文」は、A1を含む12名の連名の「C3会」が作成者とされ（第2・4(2)）、事情聴取において、A1は、自分と数人で作成したと述べている（同7(2)②）が、あくまでも同人は、作成者数人の中の一人にすぎない。

このように、A1は、「協会の現状について」の実質的な作成者とはいえ、「宣言文」を作成した数名中の一人にすぎないにもかかわらず、協会は、A1以外の者から事情聴取を行わないまま、本件文書の作成及び配布を理由に、A1のみを就業規則違反として懲戒処分とした（第2・8(1)②、同(4)）のであるから、これは、手続面において不当であり、また、著しく公平性に欠ける処分であるというほかない。

このことは、本件文書の作成や配布とは別に、A1のみを狙い撃ちにして処分する意図や目的が協会にあったことを窺わせる。

イ 協会は、これら本件文書の記載内容は協会に対する誹謗中傷であり、真実に反し真実と信ずるに足る相当性もないと主張するので、その点について以下検討する。

(ア) 「協会の現状について」

a 「1. C1連盟からの除名問題について」について

協会の指摘する記載については、B3会長がC1連盟の意向に反して天皇賜杯の下賜請願を行ったことを契機として、C1連盟は協会を除名処分とし、これにより協会の会員が大会に出られるか、また、協会から付与される段位がC1連盟でも認められるかが不透明な状況となったことが認められる（第2・4(4)①）。これらのことは会員にとって重大な関心事であったことは論をまたないのであり、当該文書の作成者らが、会員が大会に出られないかもしれない、段位が認められないかもしれないという強い危機

感からこのような記載をしたことには相応の事情があるといえる。

また、当該文書は、代議員宛てに配布されたものであり（第2・4(1)）、代議員以外の会員や、広く世間一般に公表された事実は認められないから、第三者に広く配布したとの協会の主張は相当ではない。

b 「2. 天皇賜杯の御下賜請願についての理事会開催手続の違背」について

協会の議事録によれば、臨時理事会は定足数を満たしていたが、A1は、北海道のB4理事から、直接、臨時理事会の招集通知が行われなかったと聞いており（第2・4(4)②）、当該文書の作成者も、同様の情報に接し、臨時理事会の成立過程や有効性に疑義を持つに至ったものと思われる。

したがって、当該文書の作成者が、この臨時理事会は定足数を満たしていなかったとの情報を信用して当該文書に記載するに至った一応の事情があったと推察される。

c その他について

協会の指摘する記載について、協会が、26年6月21日の社員総会で、東京都選出の代議員であるA2に、代議員としての権利を行使させなかったことが認められる（第2・4(4)③）。

また、直轄団体に対する代議員選挙の連絡の件については、連絡が届かなかった団体があるかないか定かではないが、A1は、直轄団体であるC2大学OBであり、かつ、同じく直轄団体の「C4会」のメンバーであるC5から、臨時総会の代議員選出の通知が届かなかったと聞いた。そして、当時、C5の子であるA3は、C2大学の監督を務めていた（第2・4(4)④）ことから、C2大学及び「C4会」に代議員選出の通知が届かなかったとの情報もあながち根拠がないわけではない。したがって、当該文書の作成者らが、これらの情報に接し、直轄団体に通知が届かなかったと記載したこともまた、相応の理由があったといえる。

さらに、定時社員総会の際に開かれる理事会の招集通知が、当該総会において退任する理事に対して発出されなかったか否かについても定かではない。しかし、協会は、9月18日付協会文書で、旧理事に対し理事会への招集通知を出していないとの指摘は、理事の任期についての勘違いから発しているものであるとしており（第2・4(3)①オ）、協会としても、当該文書の作成者らが意図的に事実を反する記載をしたという認識ではなかったのであるから、この記載をもって、A1を殊更に非難する理由はない。

(イ) 「宣言文」について

a C1連盟から除名処分を受けたとの記載について

「宣言文」は代議員に送付されたものであり（第2・4(1)(2)、不特定多数の会員や協会に無関係の第三者に配布されたものではないから、手段の相当性がないとの協会の主張には理由がない。

また、協会がC1連盟から除名処分を受けたことは事実である（第2・4(4)①）から、この記載が真実に反し、真実相当性もないとの協会の主張にも理由がない。

b ヨーロッパに混乱を招いている点について

協会及びヨーロッパ各国のB5連盟 加盟団体との間では、数年来にわたり、C6グループのB5連盟 への復帰問題が懸案事項となっていたこと、B5連盟ヨーロッパが作成した報告書の記載について、B2専務理事が、9月18日付協会文書で、条件を反故にし混乱に陥れたのはヨーロッパの人たちであると反論をしていることから（第2・4(5)②③）、B5連盟ヨーロッパ加盟国の間では、協会が条件を反故にしたと認識されており、協会との間で摩擦が生じていた状況が窺われる。

また、B6理事は、A1個人の解雇無効、地位確認訴訟の第一審において、C6がB5連盟ヨーロッパに復帰をしたいという際の手続が非常に難航しており、ヨーロッパが困っていると聞いた旨証言している（第2・4(5)④）。

したがって、ヨーロッパで混乱が生じていたこと自体は事実で

あるので、当該文書の記載が事実無根ということはできない。

c 「氷山の一角」との記載について

A 1を含む C 3会 有志らは、協会のC 1連盟からの除名により会員らが大会に出場できるか不透明になったことを始めとして、協会がA 2に代議員の権利を行使させなかった事実や、協会が必要な手続を欠いたまま理事会や社員総会を開催しているなどの情報に接したことから、協会と会員の将来を案じるに至り、まだ明らかになっていない問題があるのではないかとの懸念を「氷山の一角」と表現したものであり、そのような記載に至った相応の事情があるから、協会の会員に対する裏切り行為がほかにあったか否かを確認していなかったとしても、これをもってA 1の懲戒解雇処分に結び付けるほど重大な問題のある記載であるということは到底できない。

(ウ) 小括

上記のとおり、本件文書について、協会が指摘する部分は、おおむね事実あるいは事実と信ずるに足りる相応の事由に基づいて記載されたものである。

また、B 3会長の行為についての指摘など、協会に対し批判的な見解が記載されているものの、会員らの置かれていた状況を踏まえれば、このような記載をしたことにも相応な理由があり、さらに、配布先も代議員に限られていたのであるから、これらの配布をもって直ちに協会の社会的評価を低下させるものとはいえない。

したがって、これら本件文書の記載内容が協会に対する誹謗中傷であるということはできない。

ウ 以上のとおり、協会が、本件文書に名前が記載されていた者のうち、A 1のみを狙い撃ちにして就業規則違反の責を負わせたことは、公平性を著しく欠き、その一事のみをもってしてもおよそ適正な処分とはいえない。

そして、本件文書の記載内容自体が、協会に対する誹謗中傷ということではできず、A 1がこれら文書の作成及び配布に一定程度関与して

いたことをもって、就業規則第31条第2項第5号、第6号及び第8号のいずれかに該当し懲戒解雇という重大な処分へ結び付けるのが相当であるということは到底できない。

③ 解雇事由2「協会の正常な運営を阻害しようとする行為」について

ア 協会は、臨時総会会場に赴いた他の総本部指導員らに対しては、注意・指導、処分等を行うことなく（第2・8(1)③、同(4)）、専らA1のみを狙い撃ちにして就業規則違反の責を負わせたものであり、本件文書の作成及び配布の件と同様に、著しく公平性・合理性を欠いた手続であり、適正な処分であったということは到底できない。

また、仮にそのことを措くとしても、A1らは、臨時総会の会場で代議員に直接声掛けをするなどの働き掛けはしておらず、ラウンジでコーヒーを飲むなどしながら待機していた（第2・6）にすぎず、これにより協会の運営が阻害された事実は認められず、また、阻害される蓋然性が高いということもできないから、このことをもって就業規則（第31条第2項第5号、第6号及び第8号）の懲戒解雇事由に該当するということは到底できない。

イ また、組合が、総本部指導員の正会員資格を復活させるよう定款変更の議案の提出を求めたことが、直ちに組合員の労働条件に無関係であるとはいえないことは、前記1(2)①のとおりであるし、組合の上記要求によって協会の運営が阻害された事実は認められず、阻害される蓋然性が高いということもできない。

したがって、このこともまた、およそA1に対する上記懲戒解雇事由に該当するということはできない。

また、定款変更の議案提出要求は、組合が行った行為であって、A1個人の行為ではないにもかかわらず、協会が、このことを懲戒解雇理由としたこと自体、組合を否認、排除し、その活動を牽制する意図があったことを窺わせる。

④ 解雇事由3「パワハラ行為」について

以下、「解雇理由証明書」の「パワハラ行為」の項目の説明として記載されている①ないし③の理由（第2・11(3)）に沿って検討する。

ア 「①複数の指導員に対して、稽古に名を借りた暴行を加えた」との点について

(ア) 協会は、27年2月16日に事情聴取を行った事項のいずれについても、それ以前にA1に事情聴取や注意、指導を行ったことはなく(第2・8(1)①)、また、本件解雇前に、A1の「パワハラ行為」について被害者とされる者及び目撃者など第三者に調査を行った事実も認められない(同④)。

(イ) B6理事は、23年秋頃、A1が稽古中にC8を故意に殴ったり頭突きをしたりしたのでC8もやり返したこと、また、A1がA8及びA9に対し暴行を行っていることをC8から聞いたと述べているほか、24年頃、A1が、指導員稽古の後にA7を一方向的に攻撃しているのを見たとしているので(第2・8(2))、協会が本件解雇以前にそれらの情報に接し、事情聴取に至ったと推察される。

しかし、上記のとおり、協会は、被害者とされる者に何ら調査を行っておらず、協会がA1のパワハラについて正確な情報に基づいて懲戒処分を行ったとは考えられない。

まず、A7、A8及びA9は、A1からパワハラを受けたことはないと述べている(第2・8(2))ので、そもそも、これら3名に対する暴行があったと認定することはできない。次に、C8とA1との間の出来事については、上記のとおり、協会が組織として直接、被害者とされるC8に事情聴取を行ったことはなく、B6理事からの伝聞のみをもって判断したものであり、直ちに事実であると認定することはできない。また、そのことを措くとしても、協会が、それまで特段問題になったことのない23年秋頃の行為を、3年以上経過した27年2月になってから問題として、懲戒解雇の事由としたことは、唐突かつ不自然であり、A1を懲戒処分に処する目的をもって、同人を狙い撃ちにして過去の行動をあえて挙げたものとみざるを得ない。

(ウ) また、C9は、本件審問において、26年夏頃、協会総本部4階の道場で総本部指導員の全体稽古で自由組手を行っていた際、A1が

組手の相手であるC10を窓際へ追い詰め、C10が開いている窓のへりの部分に座った状態で、A1がC10の上半身を窓の外に押し出す状態になっているのを目撃した旨（第2・8(3)①）、及びA1がC11及びA3に対して、全体稽古の後に居残り稽古と称して暴行を加えているのを目撃した旨証言している（同③）。

A1はこれらを否定しており（第2・7(2)⑦ア）、A3も、A1から暴行を受けたことを否定している（同8(3)③）。

そして、B6が27年2月頃、C10に事実確認した際に、C10は、暴行を肯定も否定もしなかった（第2・8(3)①）ほか、C11については、C9の証言以外の証拠はない（同③）。

したがって、まず、A1からA3に対する暴行があったと認定することはできない。また、A1からC11及びC10に対する暴行が実際にあったかどうかは定かではないが、C9は、A1の懲戒解雇以前に、自ら協会に同人の暴行について話したことも、また、協会から聴き取りを受けたこともないのであるから（第2・8(3)④）、協会は、A1の懲戒解雇以前には、C9が目撃したとするこれらA1の行為について把握していなかったにもかかわらず、本件審査において初めて、いわば後付けでこれら具体的な暴行の事実の主張をしたということができる。

以上のとおりであるから、C11及びC10に対する暴行の事実の有無を判断するまでもなく、これら暴行が本件懲戒解雇当時、その理由とされていたとは認められない。

イ 「②複数の指導員に対して自由意思を無視する態様にて労働組合への加入を勧誘した」との点について

事情聴取において、協会側弁護士は、A1に対し、妊娠中の女性に対して執拗な勧誘をしたため家族が激怒したという情報があると述べ（第2・7(2)⑦イ）、また、協会は、27年2月17日、総本部指導員らに対し、A1が解雇された理由として、妊娠中のC12がA1から執拗に組合に勧誘され、それを聞いた夫のC11が激怒していると説明した（第2・9）。しかし、協会は、数日後、この解雇理由は間違いで

あると説明している（第2・9）、C12に対する執拗な組合への勧誘が懲戒解雇の事由になることはあり得ない。

また、C9は、本件審問において、A1にしつこく勧誘され仕方なく組合に入ったと証言しているが、A1がこれを否定しているほか（第2・7(2)⑦イ、8(3)②）、C9は、27年3月11日、A10から、組合の加入脱退に当たって問題があったのか、A1に無理やり入れさせられたのかと聞かれた際には、その様なことは何もない旨答えており（第2・8(3)②）、C9が自らの意に反して組合に加入させられたと断定することはできない。

他に、A1によって無理やり組合に加入させられた者がいるとの事実も認められない。

したがって、「②複数の指導員に対して自由意思を無視する態様にて労働組合への加入を勧誘した」との事由もまた、懲戒解雇処分の根拠として極めて薄弱といわざるを得ない。

ウ 「③労働組合を脱退した、又は、脱退しようとした指導員に対して恫喝をした」との点について

C9は、本件審問において、26年10月か11月頃、組合を脱退することをA1に告げたところ、A1が「お前はもうどうなっても知らないからな。」「裏切り者。」「おれから受けた恩も忘れたのか。お前は最低な奴だな。」と述べたと証言しているが、A1がこれを否定しているほか（第2・7(2)⑦ウ、8(3)②）、C9は、27年3月11日、A10から、辞めるときも何か言われたのか、脅かすような感じのことがなかったかと尋ねられ、そのようなことは何もない旨答えており（同8(3)②）、A1がC9に対して上記発言を行ったと断定することはできない。また、組合を脱退しようとしたところ、A1から恫喝を受けた者が他にいたという事実も認められない。

したがって、「③労働組合を脱退した、又は、脱退しようとした指導員に対して恫喝をした」との事由もまた、懲戒解雇処分の根拠として極めて薄弱といわざるを得ない。

エ 結局、協会が解雇事由3として記載した上記3点もまた、およそ懲

戒解雇処分の理由として根拠に乏しいものである。

オ また、協会が、これら暴行や執拗な組合への勧誘などについての事実を確認する目的で事情聴取を行ったのであれば、A1が身に覚えがないと答えたことに対し、具体的事実を摘示して記憶を喚起し、正確な事実を把握すべく質問を続けるものと思われる。

しかし、協会側弁護士は、事情聴取において、暴行については、何ら具体的な事実を指摘せず、単に、身に覚えはあるかと質問したのみであり、A1がこれを否定すると暴行についての質問を打ち切っており（第2・7(2)⑦ア）、そもそも、本件事事情聴取を通じて「パワハラ行為」について正確な事実を把握する意図があったのかどうか極めて疑わしい。

カ そして、協会は、A1が完全に否定しているこれら「パワハラ行為」について、一方的に事実であると断定して懲戒解雇の理由としているところ、前記イのとおり、協会は、2月17日に総本部指導員に対して説明したA1の懲戒解雇理由について、数日後、間違いであると説明しており、少なくともこの点については、事実と確認できない理由をもって本件懲戒解雇処分を行ったことが明らかであり、極めてずさんで拙速な手続であったといわざるを得ない。

キ さらに、協会が、極めて根拠が薄弱であるにもかかわらず、組合への加入の勧誘や脱退に係るA1の行為を取り上げて懲戒解雇の事由としたことは、協会が、組合の組織拡大を危惧しこれを阻止することや弱体化を図る意図を有していたことを窺わせるものである。

⑤ 不当労働行為の成否

ア 以上のとおり、本件懲戒解雇の各懲戒事由は、対象となる事実の有無が不明であったり、就業規則の懲戒事由に該当するとは認められないなど、いずれも懲戒解雇処分の根拠として相当であるということができないものであるとともに、本件懲戒解雇に至るまでの手続面をみても、公正性や合理性を著しく欠いている。一方、組合結成通知からA1の懲戒解雇に至るまでの労使関係をみると、協会は、組合が協会の運営に批判的な活動を行っていたことから、組合の実態が、経営権

の奪取を目的とした反経営陣運動であると認識し、組合に対する嫌悪を抱き、組合からの質問や要求に一切応答しないという組合を軽視ないし無視する態度で臨んでいた。

イ そして、協会が、㊦連名で行った本件文書の作成等の行為について組合の執行委員長であるA1のみを狙い撃ちにしたこと、㊧組合の行った行為をA1個人の懲戒事由としたこと、㊨事実関係が不明であるにもかかわらず、組合加入の勧誘や組合脱退時に係るA1の行為を取り上げて懲戒事由としたことを併せ考えれば、A1の解雇は、経営陣に批判的な活動を行う組合の組織拡大を危惧し、その弱体化を図る意図に基づくものであって、執行委員長として協会に批判的な組合活動を行うA1を嫌悪し、同人に不利益を与えるとともに、同人を協会から排除することによって、組合の影響力の抑止を企図したものであるといわざるを得ない。

ウ なお、協会が、組合の実態を経営権の奪取を目的とした反経営陣運動であると認識していたことからすると、協会は、反経営陣活動を嫌悪して、その抑制を図ったものにすぎず、労働組合としての組合活動を嫌悪したり、労働組合の影響力の抑止を企図したりしたものとはいえないのではないかとこの点が一応問題となり得る。

しかし、協会が組合の実態を経営権の奪取を目的とした反経営陣運動であると主張する根拠は、前記1(1)(2)のとおり、組合が、総本部指導員の会員資格の復活をさせるべく社員総会に定款変更の議案を提案するよう要求したり、協会内で発生した重要案件の事前協議等を要求したりしたことであるが、前記1(2)㊠で判断したとおり、これらの組合の要求活動は、組合員の労働条件と関係がないということではできず、正当な組合活動であるといえることができる。

また、組合がA2の代議員資格に係る質問をした7月11日付質問状(第2・3(1)㊡)については、B3会長らの解任を求めるグループによる「協会の現状について」(同4(1))と同じ問題を取り上げていることから、協会が、これを反経営陣活動と捉え、A1の懲戒解雇の理由の一つに挙げたものと解されるが、代議員資格も労働条件と無関係

とはいえないから、7月11日付質問状は、協会運営の適正化を求める正当な組合活動に当たるといふべきである。

そして、組合が組合員の労働条件の改善のための活動を行っていた（第2・3(2)(4)(5)①）ことは明らかであり、組合の中心人物であるA1を懲戒解雇すれば、そのような労働条件の改善のための組合活動が抑制されることを協会が認識していたことも明らかである。

そうすると、協会が、組合の活動を、協会に対する反経営陣活動と捉えていたとしても、組合の活動を嫌悪し、その抑制を企図して、組合の執行委員長であるA1を狙い撃ちにしたことは、正当な組合活動の抑制を企図し、正当な組合活動を理由に不利益な取扱いをしたものであると評価せざるを得ない。

エ したがって、協会が、27年2月17日付けでA1を懲戒解雇したことは、同人が組合員であること及び労働組合の正当な行為をしたことを理由とした不利益取扱いに該当するとともに、組合の運営に対する支配介入にも該当する。

3 救済方法について

協会は、27年11月以降、A1に対し仮払をしていることが認められる（第2・15）から、主文第1項の賃金相当額の支払に当たっては、仮払された金額を充当することができるものとする。

第4 法律上の根拠

以上の次第であるから、協会が、A1を平成27年2月17日付けで懲戒解雇したことは、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する。

よって、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

平成30年10月2日

東京都労働委員会

会 長 房 村 精 一